

2026 年 8 月 3 日

中国市場監管総局・商務部宛『中国電子商取引法（改正草案）』に対する JIPA 意見（案）

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 小林 利彦

【意見 1】

◆対象部分

第二十九条（改正草案）

第四十一条～第四十五条（現行条文のまま改正なし）

◆対象部分の内容

改正草案第二十九条では

「电子商务平台经营者发现平台内经营者以及平台内的商品或者服务信息违反本法第十二条、第十三条规定，或者损害国家利益和社会公共利益，违背公序良俗的，应当依法采取必要的处置措施，并向有关主管部门报告。」と規定されている（下線部が今回の追加案）。

また、第四十一条～第四十五条には、知的財産権保護について規定されている。

◆意見の内容

(1)模倣品・海賊版等の知的財産権侵害商品等は、権利者の利益を害するのみならず、消費者被害や市場秩序の乱れ、品質・安全性上の問題を引き起こすものであるが、第二十九条に基づく処分措置及び報告義務の対象に知的財産権侵害が含まれるかが不明確であるため、これを明確にしていきたい。

(2)知的財産権侵害への対応が「第二十九条」と「第四十一条～第四十五条」との両方の対象とされ得る場合は、①常に両方の対象とされるのか、②ケースによっては両方の対象になる場合があるのか、③何らかの場合分けがされて一方のみの対象になるのかを明確にするとともに、②③となる場合は、「第二十九条」と「第四十一条～第四十五条」それぞれの適用関係（使い分け）も明確にしていきたい。

なお、弊会としては、知的財産権侵害の有無が主な争点となる事案については、原則として「第四十一条～第四十五条」に定める専門的な手続（通知、非侵害声明、措置解除等）に委ねるべきで、「第二十九条」に基づく処分措置によってこれらの専門的な手続が排除されることがないように、「第二十九条」と「第四十一条～第四十五条」の適用関係（使い分け）が明確化されることを希望する。

(3)例えば、エンターテインメント・コンテンツ領域で取り扱われる商品等（キャラクターグッズ、ライセンス許諾品、並行輸入品、二次創作物等）では、商品等の類型によって権利関係や権利者の許諾・承認の要否が異なるため、電子商取引プラットフォーム経営者が、「権利者の許諾・承認の下で製造・流通される商品や並行輸入品等の適法に流通する商品等（以下、正規品という）」であるか、「違法な商品や権利者の許諾・承認を要するに

もかかわらずこれを得ていない商品等（以下、非正規品という）」であるかを見極めることは非常に難しい。

このようなエンターテインメント・コンテンツ領域など、正規品であるか、非正規品であるかの見極めが難しい領域では、第四十一条で定める電子商取引プラットフォーム経営者が構築すべき知的財産保護ルールの中で、商品類型ごとの特性、許諾・承認の要否等の客観的事実を踏まえた明確な確認手順及び評価基準を策定・公表し、各案件に応じて正確かつ合理的に運用すべきことを明確にしていきたい。また、電子商取引プラットフォーム経営者が、第四十二条～第四十四条や第四十五条を運用するに際し、恣意的又は過度に画一的・形式的な判断をすることなく、各案件に応じて正確かつ合理的に「非正規品」を適切に排除しつつ、「正規品」が適切に流通するようにしてもらいたい。

【意見2】

◆対象部分

第四十一条～第四十五条（現行条文のまま改正なし）

第七十三条第一項（改正草案）

◆対象部分の内容

第四十一条～第四十五条には、知的財産権保護について規定されている。特に第四十二条では、「知的財産権利者はその知的財産権が侵害されたと判断した場合、電子商取引プラットフォーム経営者にリンク削除、遮蔽、切断、取引やサービス終了等の必要な措置を講じるよう通知する権利がある。」と規定されている。

また、改正草案第七十三条第一項では

「国家推动建立与不同国家、地区之间电子商务的交流合作，营造开放、包容和非歧视的数字经济发展环境，参与电子商务国际规则的制定，在电子商务交易、支付、物流、信用、安全等领域，促进规则、规制、管理、标准相通相容。国家促进电子签名、电子身份、电子单证等国际互认。」と規定されている（下線部が今回の追加案）。

◆意見の内容

中国国外の知的財産権利者による侵害通知手続に係る実務上の問題として、電子商取引プラットフォーム経営者によっては、知的財産権侵害を理由とする削除申請を行おうとしても中国の電話番号を保有していなければ申請用アカウントを作成できない場合がある。

電子商取引プラットフォーム経営者への侵害通知権限は、中国国内の事業者又は個人に限定されるべきではないにも関わらず、上記のような実務上の制約があることは、公平性を欠くだけでなく、侵害通知制度の実効性を著しく損なうものと考えられる。

申請用アカウント作成に際して一定の本人確認を求めることは理解できるが、制度の実効性を確保するために、例えば以下のような措置を電子商取引プラットフォーム経営者に義務付けていただきたい。

・中国の電話番号のみならず、電子メールや海外の電話番号による認証等、複数の本人確

認手段の提供

- ・アカウントを作成しなくても知的財産権侵害の申立てを行うことができる代替手段の整備

このような措置により、中国国外の知的財産権利者による適切な侵害通知手続が可能となり、知的財産権保護の実効性向上につながるものとする。

【意見3】事業者情報の真正性確認の実効性確保：グローバル模対委員会の意見

◆対象部分

第七十六条第一項第一号（改正草案）

◆対象部分の内容

改正草案第七十六条第一項第一号には、

「电子商务经营者违反本法规定，有下列行为之一的，由市场监督管理部门责令限期改正，可以处一万元以下的罚款，对其中的电子商务平台经营者，依照本法第八十一条第一款的规定处罚：

（一）未在首页显著位置公示营业执照信息、行政许可信息、属于不需要办理市场主体登记情形等信息或者其链接标识，或者公示信息隐瞒真实情况、弄虚作假的」と規定されている（下線部が今回の追加案）。

◆意見の内容

虚偽の事業者情報公示に対する規制が強化される点は歓迎する。

しかしながら、模倣品販売者は、偽名、借名義、架空住所、連絡不能な電話番号等を用いることが多く、単に公示義務を定めるだけでは、権利者が侵害者を特定し、実効的な権利行使を行うことが出来ないことが多い。

そこで、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、出店者の身元情報、営業許可情報（行政許可及び登記情報等）、連絡先、実質的支配者情報等について、登録時および継続的な確認義務を負わせることが望ましいと考える。

また、偽造した商標権授權証や正規代理店認定証など、商標の使用について適法な授權を得ていると誤認させる表示も規制の対象とし、販売品が模倣品であるかを問わず、是正や処罰の対象としてもらいたい。

【意見4】重大な知的財産権侵害事案への制裁適用の明確性

：グローバル模対委員会の意見

◆対象部分

第八十条（改正草案）、第八十三条（改正草案）

◆対象部分の内容

改正草案第八十条、第八十三条には、

「……处……以下的罚款，并可以责令暂停相关业务、责令停业整顿，提请相关部门责令暂

停用戶注册、责令暂停或者停止接入网络服务、吊销相关经营许可」と規定されている。

◆意見の内容

第八十条および第八十三条では、情状が重い場合の行政処分が強化されているが、重大な知的財産権侵害事案、特に組織的・反復的な模倣品販売を放置した場合や、販売者が疎明のために提示した書類が偽造されたものであることを知りながら模倣品販売を放置した場合、並びに複数の関連アカウントを用いた反復的な再出品事案等が、これらの制裁対象に含まれることを明確にしていきたい。

【意見5】 比例罰の知的財産権侵害事案への適用明確化：グローバル模対委員会の意見

◆対象部分

第八十五条の後に一条を追加（改正草案）

◆対象部分の内容

改正草案では、第八十五条の後に

「电子商务平台经营者违反本法第二十七条、第二十九条、第三十五条、第三十八条等规定，情节特别严重、影响特别恶劣、造成特别严重后果的，由国务院市场监督管理等部门依职责责令停止违法行为，没收违法所得，处以相关经营者上一年度营业额百分之五以下的罚款。」の条が追加されている。

◆意見の内容

第八十五条の後に追加される比例罰は、情状が特に深刻で影響が特に悪質な場合に、前年度売上高の5%以下の過料を科すことを可能とするものであり、重大違反に対する抑止力として有効であると考える。

更に、第二十九条または第三十八条等に関連する「情状が特に深刻」「影響が特に悪質」な事案として、組織的・反復的な知的財産権侵害の放置、または権利者からの合理的な通知を受けながら十分な措置を講じない場合について、比例罰の対象となり得ることを明確にしていきたい。

【意見6】 権利者から行政機関への申立て・情報提供手続の明確化

：グローバル模対委員会の意見

◆対象部分

第八十五条の後に一条を追加（改正草案）

◆対象部分の内容

改正草案では、第八十五条の後に

「电子商务平台经营者未依法履行法定责任和义务，扰乱或者可能扰乱网络市场秩序的，有关主管部门可以采取约谈整改、专项调查、出具警示函等措施。

有关主管部门调查涉嫌违反本法行为，电子商务经营者等主体应当配合。有关主管部门可以采取下列措施：

- (一) 进入被调查的经营者的营业场所或者其他有关场所进行检查；
- (二) 询问被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人，要求其说明有关情况；
- (三) 查阅、复制与涉嫌违法行为有关的协议、账簿、单据、文件、记录、业务函电和其他资料；
- (四) 查封、扣押相关证据；
- (五) 查询被调查的经营者的银行账户、支付账户。」の条が追加されている。

◆意見の内容

段階的監督管理ツールは、行政機関による調査・証拠収集を強化するものとして有益であると考ええる。

一方、重大な知的財産権侵害事案について、知的財産権利者が行政機関に対して申立てを行い、侵害情報、出品者情報、再犯情報、関連アカウント情報、取引情報等が提供される手続が明確でなければ、当該制度の実効性が限定されるおそれがある。

そこで、これらの情報が提供される手続を明確にしていきたい。

【意見7】再犯出品者・関連アカウント対策：グローバル模対委員会の意見

◆意見の内容

電子商取引法では特に触れられていないが、模倣品販売者が、削除後に別アカウント、借名義、関連店舗等を用いて再出品することを防止するため、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、関連アカウントの特定、再登録防止、反復侵害者へのアカウント停止措置等を講じる義務を明確にしていきたい。

第八十条および第八十三条で定められている電子商取引プラットフォーム経営者に対するユーザー登録停止やネットワークサービスへのアクセス停止等の措置が、上記で明確化を求めた義務を電子商取引プラットフォーム経営者が果たさない場合にも適用されることが望ましいと考える。

以上